

平成28年度第11回教育研究評議会議事要旨

日時	平成29年3月17日（金）15時28分～17時15分
場所	大学本部2階大会議室
出席者	宮崎学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，田中教育学部長，小坂芸術地域デザイン学部長，中村経済学部長，原医学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，皆本全学教育機構副機構長，米山附属図書館長，郭シンクロトン光応用研究センター長，山下医学部附属病院長，都築評議員，荒木評議員，藤本評議員，萩原評議員，大島評議員
欠席者	岩本評議員
陪席者	西郡教授，佐々木監事

学長から，平成28年度第8回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

また，学長から，本日の審議事項は9件，報告事項は4件を予定している旨，報告があった。

○ 審議事項

1. 審議事項（非公開）

2. 寄附講座の設置について

学長から，本件について，大原薬品工業株式会社から，寄附講座「創薬科学講座」設置の申込みがあったものである旨の説明があった。

次いで，門出理事から，当該寄附講座設置について概要等の説明があり，審議の結果了承された。

3. 佐賀大学肥前セラミック研究センターの設置について

学長から，本件について，佐賀大学肥前セラミック研究センターの平成29年4月設置について審議するものである旨の説明があった。

次いで，門出理事から，第3期中期目標・中期計画で「地域に根ざした教育研究拠点」かつ「窯業の地域文化を基盤としたセラミック産業での国際的学術拠点」を有田キャンパスに整備すること，また，【芸術と科学の融合による「やきものイノベーション」の創出】が「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に認定されていることを背景に設置するものであり，その概要及び今後の手順・スケジュール・実施時期等の説明があり，審議の結果了承された。

4. 平成29年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

学長から，本件について，独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し，文部科学省に届け出するものである旨の説明があった。

次いで，企画評価課長から，平成29年度年度計画のこれまでの作成過程，教育・研究・社会貢献・業務運営における主な数値目標等や特徴の説明があり，審議の結果了承された。

5. 佐賀大学教員組織編制基本設計（案）について

学長から、本件について、平成30年4月の教員組織と教育組織の分離に向けた、教員組織編制の基本設計（案）について審議するものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、前回（平成29年2月17日）の教育研究評議会において「佐賀大学教員組織編制基本設計（案）について（平成29年2月3日：全学的な組織再編WG案）」へ意見・要望を募り、寄せられた多数の意見・要望等への対応案の検討結果を踏まえて、教員組織編制基本設計（案）を一部修正したものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

6. 大学間学術交流協定の締結について

学長から、本件について、ブルク・ギービヒェンシュタイン芸術デザイン大学ハレとの大学間学術交流協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで、国際課長から、当大学は2005年に有田窯業大学校と学生交流協定を締結し、双方向の学生交流を推進されており、本学と窯業大学校との統合後も芸術地域デザイン学部の有田セラミック分野との交流を希望していること、また、同大学はインテリア・アーキテクチャーや美術教育学の分野において優れた教育・研究活動を行っていることから、本学の理工学部や教育学部の学生への波及効果も期待できること等の説明があり、審議の結果了承された。

7. 佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及び基本方針の決定について

学長から、本件について、第3期中期目標・中期計画及び年度計画に基づき、ダイバーシティ推進体制を構築するため、推進宣言及び基本方針を決定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、現在の男女共同参画推進宣言及び基本方針を基礎として、「ダイバーシティ（多様性）」という言葉を使用し、また、少数派の人々も対象とするということで「マイノリティ」という言葉を使用する等して、佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及び基本方針として再策定する旨の説明があり、審議の結果了承された。

8. 国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規程の制定について

学長から、本件について、独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正により、役職員の再就職等の規制に関する規程を制定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、国立大学法人等の役職員の公正性を担保するため、密接関係法人等へのあっせんの禁止、営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止、再就職者から法令違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務、営利企業等への就職の届出義務、再就職規制に関して法人の長がとるべき措置等を規定する旨の説明があり、審議の結果了承された。

9. 学内規則等の一部改正について

総務課長から、平成29年3月8日の役員会において協議された案件5件について、次のとおり説明があった。

- 佐賀大学学生支援室設置規則及び佐賀大学学生支援室運営規程の一部改正について、「国立大学法人佐賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応要領」の施行に伴い、学生支援室運営委員会の審議事項の追加、運営委員会への構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができることとする、集中的に支援を要する学生の定義を明確にする等について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について、附属病院の診療科である「地域包括緩和ケア科」の院内診療科名を「ペインクリニック・緩和ケア科」に変更することに伴い、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 国立大学法人佐賀大学基本規則の一部改正について、大学設置基準等の一部が平成29年4月1日に改正され、職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けることが求められることに伴い、研修の機会等の追加について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 国立大学法人佐賀大学職員休職規程の一部改正について、同一の休職理由で一旦休職した後、復職と休職を繰り返した場合、これまで個々の期間としていたものを連続した期間として通算するよう見直すことに伴い、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則等の一部改正について、本学の更なるグローバル化と国際戦略の在り方を見直すため、国際交流推進センターを一部改組するものであり、国際交流推進センターに設置されている4つの室・部門及び鍋島サテライトを廃止し、審議機能を国際交流推進センター運営委員会に一本化するとともに、当該運営委員に学術研究協力部長を追加することについて、所要の改正を行う旨の説明があった。

以上5件について、審議の結果了承された。

10. その他 特になし。

○ 報告事項

1. 平成28年度後学期実施の全学統一英語能力テスト（TOEIC）に関する分析結果について

西郡教授から、本件について、平成28年12月及び平成29年1月に行われたTOEIC試験の受験状況（受験率95.2パーセント）、1回目との平均点比較（大学全体の平均点422.7点）、平成28年度（2回目）と平成27年度（1回目）の結果の差（12.3点の向上）、平成25年度から平成28年度の平均点の推移（年々向上している）等分析結果の報告があった。また、平成27年度より理工学部の個別試験に英語を課していることが得点向上の要因ではないかとの旨の説明があった。

学長から、2回目に平均点が伸びていないところは要因を検証していただきたい旨の発言があった。

2. インターネット出願について

入試課長から、本件について、5大学（本学・九州工業大学・長崎大学・熊本大学・鹿児島大学）共通システム（河合塾系システム）の導入を検討してきたが、そのうち3大学（本学・長崎大学・熊本大学）で平成30年度入試から導入することとした旨の報告があった。また、共通化することで経費等の抑制につながることで、出願者としてはデメリットよりメリットの方が多いこと、2月28日に3大学同時にプレスリリースを行ったこと、今後周知活動に努めること等の報告があった。

3. 全学委員会等の審議状況報告

門出理事から、総合研究戦略会議において、産学連携部門の機能強化のためURA室（仮称）の設置に関する検討状況等について報告があった。

4. 平成28年度佐賀大学学位記授与式及び平成29年度佐賀大学入学式の挙行について

総務課長から、学位記授与式は平成29年3月24日（金）午前10時から、入学式は4月4日（火）午前10時から、それぞれ行われる旨の報告があった。

5. その他

特になし。

○ その他

学長から、今回の教育研究評議会で交代される委員の紹介及び次年度の会議予定について報告があった。

以上